

新型コロナウイルス関連助成金

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

新型コロナウイルス感染症に関連する助成金について、厚生労働省より発表されましたのでご紹介します。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

【要件】2020年2月27日から3月31日までの間に

- ①新型コロナウイルス感染症(以下COVID-19)に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子供
- ②COVID-19に感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子供の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、賃金全額支給の休暇(労基法上の年次有給休暇を除く)を取得させた場合

【助成内容】 ■有給(賃金全額支給)の休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10
※対象労働者の日額換算賃金額×有給休暇の日数により算出した合計額(8,330円を超える場合は8,330円)

【申請期間】 ■2020年3月18日～6月30日まで

【対象となる有給休暇について】

- ・要件①の場合、学校は学校の元々の休日以外の日、放課後児童クラブ等は本来施設が利用可能な日が対象
- ・要件②の場合、学校の春休みなどにかかわらず、2020年2月27日から3月31日までの間は対象
- ・年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合も対象
※ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得る必要あり
- ・労働者に対して支払う賃金額は、年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額であること
※助成金支給上限8,330円を超える場合であっても、全額支払う必要あり



雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

今回、特例としてCOVID-19の影響を受ける事業主を対象として追加実施をします。

詳細は右記URLをご確認ください。<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000606456.pdf> (2020年3月10日版)

～民法改正～採用時の身元保証書に賠償額上限記載義務



採用時に「身元保証書」を提出してもらっていますが、そもそも必要なものなのでしょうか？



①

身元保証書は、会社と身元保証人との契約で、従業員の身元の証明であったり、損害が発生したときに連帯して損害賠償してもらうためのものです。ただ、最近は緊急連絡先を確認しておくため、という企業も多いようです。

法改正により2020年4月1日以降、保証に関するルールが新しくなります。



②

改正により、保証人が支払う責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めないと聞かれています。賠償額の上限をいくらにしようか悩みますね。



③

そうですね。上限額については、例えば給与から控除したら足りるくらいの少ない金額だと身元保証の意味があるのかと疑問が生じますので、給与の数か月分など、支払いが可能ではあるが、少なすぎない金額が妥当ではないでしょうか。

上限額は「〇〇円」と具体的な金額を定め保証人はその範囲内で支払いの責任を負います。上限額を定めていない身元保証書は無効になりますのでご注意ください。



④

う～ん、でも賠償額を記載したら誰も身元保証人になってくれない可能性もあるのではないのでしょうか…？



⑤

その可能性もあります。今後の運用として、
①上限額を記載した身元保証書を使用する
②本人と連絡がとれない時や緊急連絡のために身元保証書ではなく確認書として使用
③提出を不要とする
ということが考えられます。

いい機会ですので何のために身元保証書を提出してもらっているのか考え、今後の運用を検討しましょう。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: 2020.03.19



イラスト協力: WANPUG